

彩都東部地区地権者協議会（以下「当協議会」と呼びます。）の会員の皆さまにおかれましては、当協議会の活動について平素よりご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年9月に茨木市彩都東部地区 C 区域土地区画整理組合の組合設立認可を、11月に彩都東部地区 A 区域土地区画整理事業の施行認可を取得され、各区域が事業化し現地の工事もスタートしました。また、B・D・E 及び F 区域においても、それぞれ事業化に向けた取り組みが進められております。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、様々な社会活動に制約が生じておりますが、地権者の皆さまにおかれましては健康にご留意頂くとともに、引き続き彩都東部地区全体の早期の事業化にご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

彩都東部地区地権者協議会

会長 速水 清

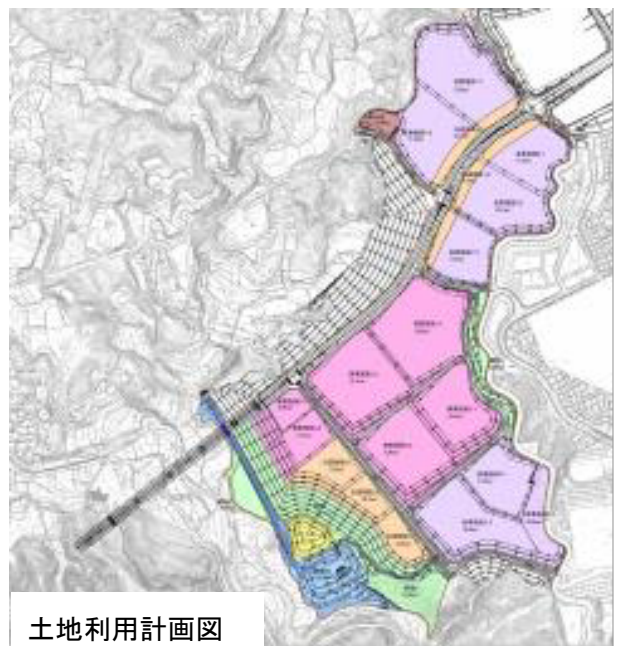
C区域の進捗状況について

令和3年5月～7月にかけて、地権者の皆さまからの土地区画整理事業に係る同意が取りまとめられ、9月30日に茨木市彩都東部地区 C 区域土地区画整理組合の設立認可を取得されました。その後、10月23日に開催された第一回（設立）総会では、役員を選出や令和3年度予算等が可決されたほか、業務代行者にはこれまで事業化検討パートナー、業務代行予定者として共に事業を推進してきました「清水建設(株)、(株)日本エスコン、住友商事(株)」に決定されました。

今後、伐採等の準備工事、調整池等の防災工事を進め、現地調査等を経て本格着工される予定です。



組合設立総会

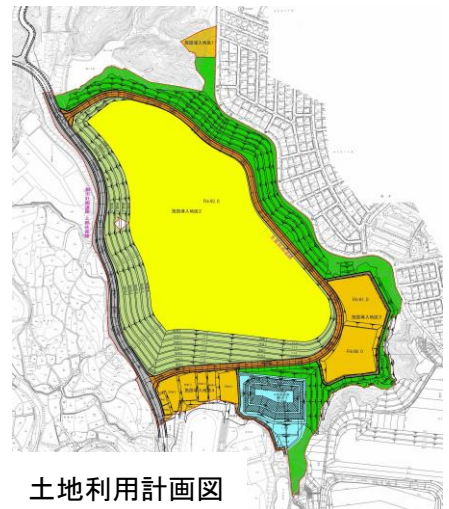


土地利用計画図

A区域の進捗状況について

C区域に続く事業化に向け、阪急阪神不動産(株)により関係機関との協議および地権者の皆さまからの同意取得が進められました。

その結果、11月26日に彩都東部地区A区域土地区画整理事業の施行認可を取得されました。現在、準備工事が進められており、今後、造成工事に着手する予定です。



土地利用計画図

D区域の進捗状況について

事業化検討パートナーである(株)フジタにより、令和3年2月～3月の個別面談を踏まえ、土地利用計画、事業フレームなど事業化に向けた具体的検討が進められております。今後、関係機関との一定の協議等を経て、地権者の皆さまに説明する予定です。今後も引き続き、D区域まちづくり協議会と(株)フジタが協力して地権者の合意形成を図り、準備組合設立に向けた取り組みが進められます。

B区域の進捗状況について

事業化検討アドバイザーからまちづくりの取組方針に関する提案を受け、意見交換を行いました。

今後、隣接するC区域及びA区域の事業進捗状況を見ながら、事業化検討アドバイザーと協力して地権者の開発意識の醸成等を図り、まちづくり協議会の設立に向けた取り組みを進めてまいります。

E区域、F区域について

E区域・F区域の事業化については、中長期的になることが見込まれることから、実験的な土地活用を通じて企業ニーズなどを把握し、将来のまちづくりの方向性や土地利用計画につなげていくことが必要となります。現在、事務局において実験的な土地活用として、市北部地域を訪れる方向けの駐車場としての活用やキッチンカーの出店、DIY教室などのイベント実施を検討されています。3月19日（土）には、新名神茨木千提寺PA内において、茨木市による地域活性化を目的としたイベント（別紙チラシ参照）が行われる予定であり、このようなイベントも含め新名神を活用したまちづくりも検討されています。なお、市のイベントについては、通常は入場できないPA内に徒歩で入ることが可能とのことですので、ぜひ足を運ばれてはいかがでしょうか。

※著しい荒天や新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、延期、或いは中止とする場合がございます。予めご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

彩都東部地区 各区域のスケジュール(予定)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
C区域 (組合 施行)	<ul style="list-style-type: none"> 同意書とりまとめ 組合設立認可申請 	認可組合設立	工事着手				(事業完了) 認可組合解散
A区域 (個人 施行)	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可申請 	の整理地区 認可事業画	工事着手				終了地区 整理地区 事業画
D区域 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 事業化検討 地権者合意形成 	設立準備組合	認可組合設立	工事着手			
その他区域	事業化検討、まちづくり協議会の設立、準備組合・組合設立					工事着手	

お願い(権利変動時のご連絡)

彩都東部地区地権者協議会では彩都東部約280ha内の地権者等を対象に、事業化に向けた取組みを行うことから、今後、相続や転売等により名義に変更が生じる場合は、下記事務局までご一報いただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■発行：彩都東部地区地権者協議会

■事務局：(窓口) 茨木市都市整備部北部整備推進課 Tel:072-620-1609